

## 鳥取県教育委員会建設工事等執行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取県教育委員会が行う建設工事又は測量等業務委託（他部局に施工依頼するものを除く。以下「建設工事等」という。）について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）に定められたもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (権限)

第2条 建設工事等に係る事務処理権限は、別表1によるものとする。

### (事務処理区分)

第3条 建設工事等の設計図書の作成及び工事監理等については、教育環境課が行うものとする。

2 前項により難い特別な建設工事等については、これによらないものとする。

### (工事等関係規程)

第4条 建設工事等に関する関係規程等の取扱いは、別表2のとおり教育委員会が定めたものの他は、鳥取県県土整備部及び鳥取県総務部の例によるものとする。その際、「県土整備部」及び「総務部」は「教育委員会」、「県土整備部長」及び「総務部長」は「教育長」、「県土総務課建設業担当」は「教育環境課」と読み替えるものとする。

### (執行報告)

第5条 発注機関の長（教育環境課長を除く。）は、建設工事等に係る契約又は変更契約を締結したときは、建設工事等執行（変更）報告書（別添様式）により、教育環境課長に速やかに報告するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。